

島田市の現行制度

【令和2年度島田市結婚新生活支援事業】

新婚さんの新生活を応援します

島田市では、新婚世帯の新居の取得・賃貸・引越し費用の補助を行っています。
1世帯あたり、上限30万円を支給します！

対象世帯

次の①～⑥の全てを満たす世帯

- ① 令和2年1月1日から令和3年3月31日までに婚姻届を提出し受理された世帯
- ② 令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間に、結婚を機に新たに市内に住宅を購入又は賃借した世帯、引越しをした世帯
- ③ 補助金交付申請時において、島田市内に住所を有しており、婚姻時の年齢がともに34歳以下
- ④ 令和元年分(4月～5月に申請する場合は平成30年分)の夫婦の所得の合計額が340万円未満
※給与所得者の場合、合計収入500万円程度が目安です。奨学金を返済している場合は、年間返済額を控除します。
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助、補助金等を受けていない。
- ⑥ 過去にこの補助金を受けたことがない。

【申請期限】

令和3年3月31日(水)まで
※応募が多数の場合、年度の途中で
も事業が終了となることがあります。

★ 対象経費★

- ・新規の住宅購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
- ・引越費用
(引越業者又は運送業者に支払った費用)

※補助対象期間は夫婦が同居を開始した期間からの経費となります。
応募が多数の場合、本事業申請期限前に事業が終了する場合があります。

★ 補助額★

1世帯あたり
上限30万円

- ・必要書類については、裏面をご覧ください。
- ・対象要件の確認等、ぜひお気軽にお問い合わせください。

